

7月31日 分科会7・他
栗山 香代子 議員

第58回自治体学校 in神戸

7月31日 分科会1
釘丸 久子 議員

分科会1
社会保障解体の「工程表」と

地域の運動課題

助言者の日下部雅喜さんは、長年自治体の介護事務の現場に携わってきました。

2015年12月、経済財政諮問会議が主要分野の改革の方向性を具体化し、進捗管理の指標「経済改革工程表」を発表しました。左の表はその一部です。

分科会では、特に介護分野での改

医療・介護分野の検討項目と改革工程

検討項目	改革工程
一般病床の居住費（水光熱費）の患者負担化	2018年末までに結論 2017年国会法案提出
かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担	
高齢者の高額療養費・介護サービス費用上限引き上げ	
介護保険軽度者の生活援助、福祉用具住宅改修原則自己負担化	
要介護1・2の通所介護サービス等を自治体の地域支援事業へ	2018年末までに結論。 政令改正
65歳～75歳の介護保険の利用者負担を2割	
75歳以上の医療・介護の原則2割負担	できるだけ早期に具体化
介護保険の補足給付と同様の仕組み（預貯金の保有を助産）を入院時療養費に適用	2018年度末に結論
マイナンバー活用で金融資産の保有状況を考慮した負担に	預金口座への付番後3年の見直しを目標

※2015年12月 経済財政諮問会議の工程表から医療・介護分野を抜粋

革について、各地の現場での報告がありました。

- 政令指定都市横浜の介護保険・総合事業の現状
横浜市議 古谷やすひこさん
- 倉敷市における介護保険「新総合事業」の内容と取組み
倉敷市議 田辺昭夫さん
- 介護保険改定による新総合事業は市町村でどうなっているか
にいがた自治研 福島富さん

●広島県福山市の日常生活支援事業の現状
福山市議 河村ひろ子さん

福山市の河村議員は介護施設の職員でした。介護施設へのアンケートを行い、実態の報告がありました。

「緩和したサービス」について福山市では2016年度から実施。現行相当のサービスをそのまま緩和したサービスに移行できるように基準を変更しました。報酬が約3割減になり事業所では大きな負担になっています。同じ介護事業所内で、緩和したサービスと現行相当のサービスが混在し、利用者と介護現場は混乱しています。

また、高齢者の居場所づくりとして「住民主体のサービス」を、老人会やNPO団体などに依頼したいとして30カ所以上で説明会をしているが、いまだ引き受ける地域はないそうです。

どの報告も「新総合事業」について現行サービスを維持したいとしていました。しかし、サービス提供主体をどうするか、研修をどのようにするか、事業所の負担増や収入減が起きるのではないかなど、混乱している実態が語られました。

分科会7
公務の非正規化は
住民サービスに何をもちたらか

助言者：黒田 兼一さん（明治大学）

正規雇用者数は1990年代後半から減少傾向、非正規雇用者数は一貫して増加傾向が続いています。

自治体では1980年代から地方行革大綱に代表される「組織簡素化」「給与・定員適正化」「民間委託化」定員削減が進み、非正規化が拡大しています。

今や非正規労働者は公務員の3分の1になっています。労働条件や雇用期間など大きな課題が積み残しています。

公務労働や公共性について現場の実態を出し合いました。

特に、7月に起きた事件の現場となった津久井やまゆり園が県の指定管理であったことから、参加者の多

くから指定管理者制度についての実態が出ました。同園の管理に関する協定書の内容が入った『今こそ、指定管理者制度の抜本的な見直しを』とのブックレットが関心を集めました。

ライター企画

ワンポイントレッスン生活保護

「住民の“生存権”を守るためにどう取り組むのか

よびかけ人は、世田谷区玉川福祉事務所の田川英信さん。

憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」に基づき、国の生活保護制度があります。

生活保護がなくなったら生きてい

けない人々が全国にはたくさんいます。

生活保護法の改悪、保護基準の引き下げ、住宅扶助や冬季加算の削減、さらには毎年の資産申告書の徴収・など、各地で発生している問題事例を広げないために、生活保護に関して留意すべきことが示されました。

また、ケースワーカーが平均2年と短期で変わることで、自治体職員が減らされ、仕事に追われ冷静に考える余裕がなくなってしまうことも話されました。

全国からの参加者が、無料低額宿泊施設やNPOなども含め、具体的に各自治体での生活保護での問題事例を出し合い学習しました。

